

# 埼玉県プラチナ・サポート・ショッップ事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者と連携した高齢者応援の気運を醸成し、多様な主体によるサポート体制を整備することで、高齢者の安心でいきいきした暮らしを実現する社会づくりを進める目的とする、プラチナ・サポート・ショッップ事業を実施するための必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) プラチナ・サポート・ショッップ

配達、送迎、移動販売、見守りなど高齢者に優しいサービス（以下「サービス等」という。）を実施している店舗または事業者をいう。

### (2) 情報システム

プラチナ・サポート・ショッップを見える化した店舗情報システムをいう。

### (3) 登録ステッカー

プラチナ・サポート・ショッップとして登録していることを表示するためのステッカーをいう。

## (プラチナ・サポート・ショッップ事業の実施)

第3条 県は、プラチナ・サポート・ショッップ事業の趣旨を県民、市町村、企業・事業者等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、次に掲げる事項を行う。

- (1) ホームページ、情報システム等を通じたプラチナ・サポート・ショッップ事業についての情報提供。
- (2) 企業・事業者に対するプラチナ・サポート・ショッップ事業に関する情報提供や意見交換。
- (3) プラチナ・サポート・ショッップ事業全般の運営及びその見直し。
- (4) その他プラチナ・サポート・ショッップ事業を推進するために必要なこと。

## (プラチナ・サポート・ショッップの登録等)

第4条 プラチナ・サポート・ショッップの登録を希望する店舗または事業者は、埼玉県電子申請・届出サービス（様式第1号）により県に申込むものとする。また、複数店舗等を有する事業者等については、様式第2号により申し込むこともできるものとする。

- 2 県は、前項の規定による申込みを受けたときには、内容を確認の上、本条第4項に該当する場合を除いて、情報システムに登録するものとする。
- 3 登録店舗等を営む者は、第1項の申込内容を変更しようとするときまたは登録を廃止しようとするときには、あらかじめ、様式第3号による変更・廃止届により、県に届け出るものとする。
- 4 サービス内容が次に該当する場合、県は登録の申込みを拒否あるいは取り消すことができる。
  - (1) 遊行飲食させる店舗や風俗店などのサービス等。
  - (2) 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営するサービス等。
  - (3) その他違法なサービス等。

(登録ステッカーの取扱い)

第5条 プラチナ・サポート・ショップとして登録された店舗で、登録ステッカーの掲示を希望する場合は次に掲げることに留意すること。

- (1) 利用者が見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 登録を廃止するときは、廃止の日以後、登録ステッカーを掲示してはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。